

2008年7月11日  
「環境・持続社会」研究センター(JACSES)  
原子力資料情報室  
国際環境 NGO FoE Japan  
メコン・ウォッチ  
満田夏花(地球・人間環境フォーラム)

国際協力銀行 金融業務部御中  
日本貿易保険 御中

## 国際協力銀行及び日本貿易保険の原子力関連事業審査に関する見解 および環境ガイドライン改定に関する提案

「環境ガイドライン改訂に関する第8回コンサルテーション会合(2008年7月3日開催、以下会合)」における論点23~26(原子力関連論点)の議論を踏まえ、見解および提案を提出させていただきます。

### I. 国際協力銀行(JBIC)及び日本貿易保険(NEXI)の原子力関連事業審査体制に関する見解

#### 1. 認識

会合において、原子力関連プロジェクトの固有の問題(核不拡散、安全性の確保・事故時の対応、放射性廃棄物の適切な管理)に関しては、経済産業省がその確認を行い、JBIC/NEXIとしては確認を行う立場にないというご説明を頂きました。一方で、私たちが現段階で有している情報に基づけば、現行の体制は下記のような点において不十分であると認識しています。

- 基本的に申請企業からの情報にもとづく書類審査であると考えられる。
- 事業の立地条件、事業実施側の安全確保に関連する諸計画およびその実施体制等に関して、現地調査等を含む実質的な確認を行っていない。
- 上記固有の問題に関する情報公開や住民協議の状況については確認を行っていない。

#### 2. 見解

1) JBIC/NEXIは、支援を行う原子力関連案件の核不拡散、安全性の確保・事故時の対応、放射性廃棄物の適切な管理(以下、「原子力固有の問題」)に関する確認について、一定の役割を担うべきである。

#### (趣旨)

日本として公的支援を行う原子力案件の安全性等に関して十分な確認体制をとるべきであるという前提に立てば、JBIC/NEXIが、原子力固有の問題を確認しないという現在の体制には問題があります。JBIC/NEXIは、(i)融資・付保に関する意思決定の主体として、原子力案件支援に関する責任を有すること、(ii)環境レビュー等を通じて実査などを行い情報を収集できる立場にあること、(iii)融資契約書等に基づき、相手方が適切な管理体制を確保しているのか確認しうる立場にあることなどの理由から、JBIC/NEXIは原子力固有の問題の確認において一定の役割を担うべきであると考えています。

また、とりわけ安全性・事故時の対応や放射性廃棄物の管理・処分は、(a) 他の環境社会面における確認項目とも関連すること、(b) 住民協議や情報公開の重要な要素であること から、こうした要素を案件の環境社会配慮レビューから排除することは不適切と考えます。

2) JBIC/NEXI は、支援を行う原子力関連案件について、安全性・事故時の対応や放射性廃棄物管理に関する情報が事業実施国において住民協議や情報公開の対象となっていることを確認すべきである。

(趣旨)

前述のとおり、経済産業省は、現在のところ原子力案件の安全性等に関する情報公開や住民協議の状況については確認を行っていないと認識しております。

現在の確認体制のままでは、事業実施国の住民等の重要なステークホルダーが、原子力発電所の安全性に関する情報などにアクセスできないまま、JBIC/NEXI による当該案件への支援が実施されるという状況が見過ごされてしまいます。

JBIC/NEXI は、事業実施国のステークホルダーが安全性等の情報にアクセスできる状況になっているかどうか、またそれらの情報も含めた協議が行われているかどうか確認を行うべきであると考えます。

3) JBIC/NEXI は、支援を行う原子力関連案件について、安全性・事故時の対応や放射性廃棄物管理及び処理に関する情報を他の環境社会配慮上重要な文書と同様に公開すべきである。

(趣旨)

JBIC/NEXI の支援に関して、日本国民に対して十分なアカウンタビリティを果たす必要があることから、安全性・事故時の対応や放射性廃棄物管理に関する情報が公開されるべきであると考えます。

## II. 環境ガイドライン改訂に関する提案

下記を提案します。

1. JBIC/NEXI による情報公開に関する記述に下記の下線部を追加する。

(他セクターにも共通する一般的な文言として) 借入人・輸出者等から入手し JBIC/NEXI として情報公開を行う環境社会配慮に関する主要な文書として、安全性確保に関する計画、事故対応計画等を例示すること (JBIC 第 1 部 5、NEXI 本文 6.)

(趣旨)

本提案は上記の見解 2) に対応していますが、現行ガイドラインにおいてはセクターごとの書き分けをしていないこと、一般に、安全性確保に関する計画、事故対応計画は、原子力セクター以外のセクター (石油・ガス、鉱山開発等) においても重要な環境社会配慮文書であることを踏まえ、このような一般的な記述を提案させていただきました。

一方、原子力関連案件については、これらの計画について現状においては JBIC/NEXI が確認する立場にないということでした。よって、現在の体制においてこれが無理ということであれば、コンサルテーション会合でご提案させていただいた通り、少なくとも下記についてご検討下さい。

原子力関連案件の、安全性確保、事故時対応、廃棄物の処理に関する文書について、これらの文書の有無、文書名、公開場所等について JBIC/NEXI がウェブ上で公開すること。これを環境ガイドライン等に明記すること。

2. 対象プロジェクトに求められる情報公開に下記の下線部を追加する。  
「特に影響が大きいと考えられるプロジェクトについては、詳細な環境管理のための計画（安全性確保に関する計画、事故対応計画含む）が作成され、公開されていないなければならない。（JBIC 第2部、NEXI 別紙（対策の検討））

（趣旨）

安全性確保に関する計画、事故対応計画は、環境管理計画に含まれるかと考え、現行の環境管理計画策定のところにこのような文言を追加する提案をさせていただきました。

3. 「一般的に影響を及ぼしやすいセクター・特性及び影響を受けやすい地域の例示一覧」に原子力発電所及び核燃料サイクル施設を追加する。

NGO 提言 13.3 の通りです。

4. 原子力発電所及び核燃料サイクル施設に関する環境チェックリストを作成する。当該チェックリストに下記を含める。  
「安全性確保に関する計画、事故対応計画、放射性廃棄物管理に関する計画などが作成されており、これらの情報に、地域住民等ステークホルダーがアクセス可能か」

見解 3 ) および提案 2 . に対応する確認項目です。

### III. その他

原子力関連案件の JBIC/NEXI の公的支援に関して、日本国政府の確認体制について JBIC/NEXI のホームページ(和文・英文双方)等において説明を掲載すべきと考えます。

以 上